

使　用　承　認　申　請　書  
(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

原発本第118号  
令和4年11月4日

原子力規制委員会 殿

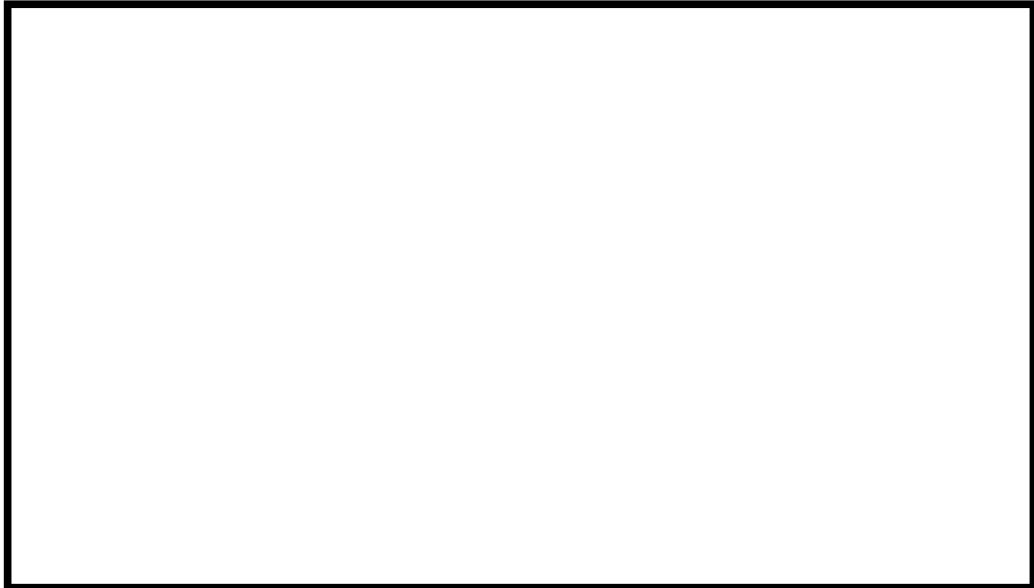
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺和弘  
社長執行役員

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名	名 称 九州電力株式会社 住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 玄海原子力発電所 所在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	玄海原子力発電所4号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和元年11月28日 原規規発第1911283号 令和2年3月4日 原規規発第2003042号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：令和4年12月5日 使 用 期 間 自：令和4年12月5日 至：令和元年11月28日 原規規発第1911283号及び令和2年3月4日 原規規発第2003042号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

使　用　の　方　法	<p>玄海原子力発電所第3号機の特定重大事故等対処施設を運用するために、4号機設備のうち3号機と共に用いている特定重大事故等対処施設が必要であるため、一部工事が完了した4号機設備のうち3号機と共に用いている設備を令和元年11月28日原規規発第1911283号及び令和2年3月4日原規規発第2003042号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
-----------	---

玄海原子力発電所第4号機（3号機と共用している設備に限る。）



## 添付書類目次

添付書類-1 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

## 添付書類-1

### 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

#### 使用を必要とする理由

玄海原子力発電所第3号機の特定重大事故等対処施設を運用するために、4号機設備のうち3号機と共にしている特定重大事故等対処施設が必要であるため、一部工事が完了した4号機設備のうち3号機と共にしている設備を令和元年11月28日原規規発第1911283号及び令和2年3月4日原規規発第2003042号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する必要がある。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。